

第3期認証評価に係る全学的方針

基準1 理念・目的

大学においては、建学の精神及び学則第2条に定める「本学の目的」を指します。

学部・研究科においては、学部、学科または課程ごとに、研究科においては研究科または専攻ごとに設定する人材養成その他の教育研究上の目的を指しますので、特に策定は致しません。

基準2 内部質保証

「東洋大学内部質保証に関する方針」のとおり。

基準3 教育研究組織

【教育研究組織の編成原理】

(1) 建学の精神を踏まえ、東西学術の理論及び応用を教授研究し、学問の継承・発展、科学技術の進展や新分野への展開、国際社会の要請等に創造的に応えていくために、学部、研究科、研究所、センター等を設置する。

(2) 前身である哲学館の創設の趣旨である「余資なく、優暇なき者」のための「社会教育」を重視する「開かれた大学」を目指し、第2部を維持し、社会人受け入れの体制を整備するなど、多様な学生が学習することができる教育研究組織を編成する。

(3) 社会的要請や国際的環境等に適切に配慮し、受験生の動向も顧慮しながら、社会の求める人材像に基づいた教育研究組織の検証を恒常的に行う。

基準4 教育課程・学習成果

各学部・研究科等が掲げる教育目標及び卒業の認定及び学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針がこの基準における方針となりますので、特に策定は致しません。

基準5 学生の受け入れ

各学部・研究科等が掲げる学生の受け入れに関する方針がこの基準における方針となりますので、特に策定は致しません。

基準6 教員・教員組織

【教員組織の編制方針】

(1) 東洋大学、各学部・学科、各研究科・専攻の設置目的に即し、そのカリキュラム構成や将来構想に配慮するとともに、教育・研究水準のさらなる向上を図るために、教育と研究とのバランスを重視した教員組織を編制する。

(2) 身分・年齢構成、男女比、国際性等を考慮し、バランスのとれた教員組織を構成する。

(3) 東洋大学、各学部・学科、各研究科・専攻の目的及び教育目標を十分に理解し、高度な教育とともに国際的な視野に立った優れた研究を行うことができる人材を採用する。

(4) 学部・研究科等の教育実態に応じて、契約制外国語講師、助教、年俸契約雇用教員、特任教員等の多様な雇用形態を用意するほか、適宜、実務家教員の任用に取り組む。

(5) 専任教員の採用にあたっては、公募等により適任者を広く求めるとともに、書類選考の他、模擬授業またはプレゼンテーション、および面接を実施し、教育に熱意を有し、教育の資質・能力に優れているものを採用する。

(6) 教員の資質向上のために、組織的かつ多面的なファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を推進し、学内・学外を問わない FD 活動を通じて、教育効果を高める授業方法の改善、教育能力の向上等を図る。また、本学の課題に即したスタッフ・ディベロップメント (SD) も実施する。

基準7 学生支援

【学生支援に関する方針】

(1) 学生が学習を進めていく上で支障がないよう、また意欲のある学生がさらに学習を進めていくことができるよう、学習施設・環境等を整備するとともに、各キャンパスの学習支援体制を整備し、学生ニーズに応じた取り組みを進め、授業における質の転換を推進しつつ学生の成長及び学生満足度の向上と、卒業率の上昇、退学率・原級率の低下等を図る。

(2) 障がいのある学生の学習機会を保障する配慮を組織的に講じ、学習環境のバリアフリー化を推進する。

(3) 学生が経済的に安心して学ぶことができる環境を整えるために、大学独自の奨学金制度を用意し、表彰・報奨、経済的就学困難者や家計急変者、自然災害被災者への経済的支援、留学に関する支援、民間団体等による奨学金や教育ローンなど、多様な経済支援を行う。

(4) 学生の心身の健康保持・増進を図るために、ウェルネスセンターに必要な人員を適切に配置し、学生相談や学生生活サポートのための制度を整備するとともに、学生相談に係る啓発活動等を行う。

(5) 学生が文化活動及び体育活動等に参加し、また社会貢献活動に参加することによって得た経験と実践能力を今後の学習活動に生かすことを奨励する。

(6) 基本的人権の尊重と両性等の本質的平等の精神に則り、教職員に対しハラスメント防止のための研修及び啓発活動を行い、快適な学習環境及び教育・研究環境を実現・確保する。ハラスメント行為が万一、発生した場合には、調査・苦情処理等を組織的に行い、再発防止に万全を期する。

(7) 社会における新卒者等の雇用情勢や新たな採用形態の動きに対応するため、入学から卒業までの全学的かつ体系的な指導を行うとともに、学生の社会的自立が図れるよう就業力を高めるための取り組みを実施する。

(8) 本学が目指す国際化に対応したグローバル人材を養成するとともに、国内・海外のインターンシップの充実、拡大や、大学院生や留学生の就職・支援を推進する。

基準8 教育研究等環境

【教育研究環境等整備に関する方針】

(1) 学校法人東洋大学が策定する事業計画及びキャンパス構想に基づき、各学部・研究科

が、それぞれのキャンパスにおいて4年間ないし6年間等の一貫教育を行うとともに、地域との関わりも考慮し、特徴ある教育・研究を展開していくための施設・設備を整備する。

(2) 学生の自学・自修を可能とする施設環境の整備及びキャンパスアメニティの充実を実現するとともに、安全・防災を考慮した環境を整備する。

(3) 附属図書館は、「東洋大学附属図書館の理念」「東洋大学附属図書館収書・選書方針」に基づき管理運営を行い、本学の教育・研究に必要な図書及びその他の資料を収集するとともに、学習環境充実のための学術情報基盤の整備につとめ、本学の学生をはじめとする多様な利用者のニーズに応え、広く学術の発展に寄与する。

(4) 総合大学としてのメリットを活かした学術研究活動を展開するため、多彩な研究領域において先端的で高度な研究活動を展開する体制を構築するとともに、外部資金獲得の支援や学内助成制度を充実させる。

(5) 学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学及び研究に従事するすべての研究者において、研究倫理の保持並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるよう体制の整備を行う。

基準9 社会連携・社会貢献

【産官学等の連携の方針】

(1) 各学部・研究科の特性に応じて、委託研究・共同研究・技術協力・技術移転などによる企業との連携や政策形成における行政機関との連携を推進する。そのための教育・研究の一層の向上に取り組むとともに、本学における多様な知を広く学内外に発信することに努める。さらに、国内にとどまらず、国際産官学連携に向けた基盤を構築する。

【地域社会・国際社会への貢献方針】

(1) 大学の社会的責任(USR)の一環として、地域社会との連携を深め、「生涯学習」機会の提供を軸とする各種文化貢献、産官学連携による地域振興、地域住民との協力による環境保全など各分野における社会貢献を、組織的に展開する。

(2) 国際社会に貢献できるグローバル人材の育成に向けて、外国語能力の強化、海外留学・研修等の充実による学びのフィールドの拡大、各学部独自のカリキュラムによる国際的な視野の醸成や、各種伝統文化講座の拡充を図る。

(3) 「学校法人東洋大学環境憲章」を踏まえ、学内における省エネルギー・省資源、グリーン購入、資源の循環利用を推進し、地球社会、地域社会の一員として地球・地域環境の改善・保全の寄与に向けて取り組み、地球環境及び地域環境との共生を目指す。

(4) SDGsほか国連等国際機関の活動指針等を踏まえ、国際社会における地域振興や国際的な共同研究活動を推進し、その研究成果を広く世界に発信することに努める。

基準10 大学運営・財務

【管理運営方針】

(1) 学長のリーダーシップの下で、学部長、学科長、研究科長、専攻長が教学マネジメントを担い、構成員と一体となって教学のPDCAサイクルの確立を図る。

(2) 大学運営を適切に行うため、「学校法人東洋大学行動規範」を踏まえ、高等教育の公共性と社会的使命を認識し、職務及び役割の遂行、意思決定及び権限執行に際しては、誠実で高い倫理観のもとに、法令を遵守し、学内諸規程等に従って公正に行う。

(3) 大学業務を円滑に行うため、大学の教育研究活動の趣旨や目的、学生に対する支援に深い理解を有する優秀な職員の採用と組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）に取り組むとともに、その資質・能力、経験等に応じて職員を適切に配置する。

(4) 建学の精神及び目的並びに各学部・研究科等の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するため、必要かつ十分な財務基盤を確立するとともに、毎年度、中・長期の財政計画を踏まえた予算編成を行う。